

# 猶予の申請の手引き

前橋市

## 市税の猶予制度とは

市税をその納期限までに納付していない場合には、納付するまでの日数に応じて延滞金がかかるほか、督促状の送付を受けてもなお納付されない場合には、財産の差押えなどの滞納処分を受けることがあります。

ただし、市税を一時に納付することができない等の一定の要件に該当する場合には、申請をすることにより、市税の徴収や財産の換価が猶予される制度があります。

### 【徴収猶予】

災害、病気、事業の休廃業などによって、市税を一時に納付することができないと認められる場合は、申請により徴収猶予を受けることができます。

また、本来の納期限から1年以上経って納付すべき税額が確定した市税を一時に納付することができると認められる場合は、その市税の納期限までに申請することにより、市税の徴収が猶予されます。

### 【換価の猶予】

市税を一時に納付することによって事業の継続又は生活の維持を困難にする恐れがあり、かつ、納税に対する誠実な意思を有すると認められる場合は、猶予を受けようとする市税の納期限から6か月以内に申請することにより換価の猶予が認められる場合があります。

なお、申請する市税以外の市税に滞納がある場合は、換価の猶予の申請はできません。

## 猶予の効果

### 徴収猶予が認められると・・・

- ① 1年を限度に市税の徴収が猶予されます。
- ② 新たな督促や差押え、換価などの滞納処分が行われません。
- ③ すでに差押えを受けている場合は、申請により差押えが解除される場合があります。
- ④ 徴収猶予が認められた期間中の延滞金の全部又は一部が免除されます。

### 換価の猶予が認められると・・・

- ① すでに差押えを受けている財産の換価（売却）が猶予されます。
- ② 差押えにより事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがある財産については、新たな差押えが猶予（又は差押えが解除）される場合があります。
- ③ 換価の猶予が認められた期間中の延滞金の一部が免除されます。

## 手続の流れ

### 猶予を受けるための要件の確認

#### ○徴収猶予

災害、病気、事業の休廃業などによって、市税を一時に納付することができないと認められる場合は、申請により納税の猶予を受けることができます。

また、本来の期限から1年以上経って納付すべき税額が確定した市税を一時に納付することができないと認められる場合は、その市税の納期限までに申請することにより、徴収猶予を受けることができます。

#### ○換価の猶予

市税を一時に納付することにより、その事業の継続又は生活の維持を困難にする恐れがあるなどの一定の要件に該当するときは、納期限から6か月以内の申請により換価の猶予が認められる場合があります。

### 申請書の作成・提出

「徴収の猶予申請書」又は「換価の猶予申請書」に必要な書類を添付して前橋市役所収納課に提出します。

申請書 ・「徴収の猶予申請書」の書き方・・・・・・・・・・9ページ  
・「換価の猶予申請書」の書き方・・・・・・・・・・12ページ

添付書類 ・「財産収支状況書」の書き方・・・・・・・・・・14ページ  
・「財産目録」の書き方・・・・・・・・・・18ページ  
・「収支の明細書」の書き方・・・・・・・・・・21ページ

### 提出された申請書等の審査

提出された申請書や添付書類等の内容を精査して、猶予の許可・不許可、猶予を許可する金額や期間などの審査を行います。

なお、申請書等に不備がある場合、一定期間内に補正をしていただく必要があります。

#### 猶予が許可された場合

猶予が許可された場合は、「猶予許可通知書」が送付されます。送られた通知に記載された分割納付計画のとおり納付・納入してください。

#### 不許可となる場合

一定の場合には猶予が許可されない場合があります。この場合には「猶予不許可通知書」が送付されます。

#### 完納

本税の全額が納付された場合は、延滞税の全部又は一部が免除されます。

#### 猶予の取消し等

一定の場合には、猶予が取り消されたり、猶予期間が短縮されることがあります。なお、やむをえない事情がある場合には、分割納付計画の変更や猶予期間の延長が認められることがあります。

## I 徴収猶予

### 1 災害等により納付困難となった場合の徴収猶予の要件

次の①～④に掲げる要件の全てに該当する場合は、徴収猶予を受けることができます。

- ① 次に掲げるもののいずれかに該当する事実(納税者の責めに帰することができないやむをえない理由により生じた事実に限ります。以下「猶予該当事実」といいます。)があること  
ア 納税者又は特別徴収義務者がその財産につき、震災、風水害、火災その他の災害を受け、又は盗難にあったとき。  
イ 納税者若しくは特別徴収義務者又はこれらの者と生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したとき。  
ウ 納税者又は特別徴収義務者がその事業を廃止し、又は休止したとき。  
エ 納税者又は特別徴収義務者がその事業につき著しい損失を受けたとき。(※1)  
オ 前各号のいずれかに該当する事実と類する事実があつたとき。(※2)
- ② 猶予該当事実に基づき、納税者がその納付すべき市税を一時に納付することができないと認められること
- ③ 「徴収の猶予申請書」が前橋市に提出されていること
- ④ 原則として、猶予を受けようとする金額に相当する担保の提供があること。(※3)

※1 「納税者がその事業につき著しい損失を受けた」とは、徴収猶予を受けようとする期間の始期の前日以前の1年間(以下、「調査期間」といいます。)の損益計算において、その直前の1年間(以下、「基準期間」といいます。)の利益の額の2分の1を超えて損失が生じていること(基準期間において損失が生じている場合には、調査期間の損失の金額が基準期間の損失金額を超えていること)をいいます。

※2 ア～エに類する事実のうち、「エ 納税者がその事業につき著しい損失を受けたこと」に類するものとは、売上の著しい減少又は経費の著しい増加によって損失が生じていることをいいます。

※3 担保を提供する必要がある場合は、「担保提供書」や抵当権設定のための書類(不動産等を担保とする場合)などを提出する必要がありますので、詳しくは前橋市役所収納課までおたずねください。なお、担保提供する必要がない場合には提出は不要です。

### 2 本来の納期限から1年以上経過した後に納付すべき市税が確定した場合の徴収猶予の要件

次の①～④のすべてに該当する場合は、徴収猶予を受けることができます。

- ① 法定納期限から1年を経過した日以後に納付すべき税額が確定した市税(※1)があること
- ② 納税者が①の市税を一時に納付できない理由があると認められること
- ③ やむを得ない理由があると認められる場合を除き、納税者から①の市税の納期限(※2)までに「徴収の猶予申請書」が前橋市役所収納課に提出されていること
- ④ 原則として、猶予を受けようとする金額に相当する担保の提供があること(※3)

※1 たとえば、法定納期限から1年を経過した日以後に修正申告書を提出した場合に、その修正申告書の提出によって納付すべきこととなる市税が該当します。

※2 担保についての取扱いは、災害等により納付困難となった場合の徴収猶予の申請の場合と同様です。

### 3 猶予期間

徴収猶予が受けられる期間は、1年の範囲内で、申請者の財産や収支の状況に応じて、最も早く市税を完納できると認められる期間です。なお、徴収猶予を受けた市税は、原則として猶予期間中の各月に分割して納付する必要があります。

徴収猶予を受けた後、猶予期間内に完納することができないやむを得ない理由があると認められる場合は、当初の猶予期間が終了する前に前橋市役所収納課に申請することにより、当初の猶予期間と合わせて最長2年以内の範囲で猶予期間の延長が認められることがあります。

### 4 申請のための書類

徴収猶予の申請をする場合、次の書類を提出してください。

#### (1) 猶予の審査のために必要となる書類

猶予を受けようとする金額	
100万円を超える場合(※1)	100万円未満の場合
<ul style="list-style-type: none"><li>・徴収の猶予申請書</li><li>・災害等により納付困難となった場合の猶予を申請する場合には、猶予該当事実があることを証する書類(※2、※3)</li><li>・「財産目録」</li><li>・「収支の明細書」</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・徴収の猶予申請書</li><li>・災害等により納付困難となった場合の猶予を申請する場合には、猶予該当事実があることを証する書類(※2、※3)</li><li>・「財産収支状況書」</li></ul>

#### (2) 担保の提供に関する書類

担保を提供する必要がある場合は、「担保提供書」や抵当権設定のための書類(不動産等を担保とする場合)などを提出する必要がありますので、詳しくは前橋市役所収納課までお尋ねください。

なお、担保を提供する必要がない場合には提出不要です。

- ※1 未確定の延滞金は含みません。
- ※2 災害、病気等により納付困難となった場合の徴収猶予の申請をするに際して、これらの添付書類の提出を困難とする事情があるときは、前橋市役所収納課にご相談ください。
- ※3 猶予該当事実があることを証する書類には、たとえば次のようなものがあります。詳しくは前橋市役所収納課までお尋ねください。
- ① 災害又は盗難のときは、り災証明書、盗難の被害届の写しなど
  - ② 病気又は負傷のときは、医師による診断書、医療費の領収書など
  - ③ 事業の廃止又は休止のときは、廃業届など
  - ④ 事業について著しい損失を受けたときは、調査期間と基準期間のそれぞれの期間の仮決算書など

## 5 提出された申請書等の審査

必要な書類が提出されているか、必要な事項が記入されているかを確認し、猶予の許可・不許可、猶予を許可する金額・期間などの審査を行います。

### (1) 申請書等の補正

申請にあたって必要となる書類が提出されていない場合や、書類の記入に不備がある場合は、電話等により補正をお願いする場合があります。

なお、前橋市役所から補正通知書が送付された場合、通知を受けた日から起算して20日以内に補正されないとき（郵送の場合は、郵便局による消印の日付を基準とします。）は、猶予の申請を取り下げたものとしてみなされますので、ご注意ください。

### (2) 申請内容の審査

職員が申請者に対して、申請書や添付書類に記入された内容（猶予該当事実、市税を一時に納付することができない事情の詳細、財産の状況、収支の実績見込み等）について、質問したり、帳簿書類等を確認させていただくことがあります。

## 6 猶予が許可された場合

徴収猶予が許可された場合には、「猶予許可通知書」が申請書に送付されますので、その通知書に記載された分割納付計画のとおり、猶予を受けている市税を納付してください。

なお、前橋市役所での審査結果により、①申請書に記入された分割納付計画と異なる内容の分割納付計画により許可される場合があります。このような許可に不服がある場合には、所定の期間内に限り不服申立てをすることができます。

## 7 不許可となる場合

次のいずれかに該当するときは、徴収猶予を許可することができません。

なお、猶予の不許可に不服がある場合は、行政不服審査法所定の期間内に限り不服申立てをすることができます。

- ① 猶予の要件に該当しないとき。
- ② 申請書について強制換価手続（※1）が開始されたとき、法人である申請者が解散したときなどにおいて、猶予を受けようとする市税を猶予期間内に完納することができると認められないとき。
- ③ 申請者が、猶予の審査をするために職員が行う質問に回答せず、又は帳簿書類等の検査を拒み、妨げ、もしくは忌避したとき。（※2）
- ④ 不正な目的、その他その申請が誠実にされたものでないとき（※3）

※1 「強制換価手続」とは、滞納処分、強制執行、破産手続等をいいます。

※2 「帳簿書類等の検査を拒み、妨げ、もしくは忌避したとき」とは、具体的には、行動や言動で検査を承諾しない場合、検査に障害を与える場合、検査の対象から免れる場合などが該当します。

※3 「その申請が誠実にされたものでないとき」とは、猶予の申請が不許可又はみなし取下げとなった後に、同一の市税について再度猶予の申請がされたとき（新たな猶予該当事実が生じたことにより徴収猶予の申請をする場合などを除きます。）が該当します。

## 8 猶予の取消し

徴収猶予が許可された後に、次のいずれかに該当することとなったときは、猶予が取り消される場合があります。

- ① 猶予を受けている者について、「7 不許可となる場合」の②と同様の事情がある場合で、猶予を受けている市税を猶予期間内に完納することができないと認められたとき。
  - ② 猶予を受けている市税を「猶予許可通知書」により通知された分割納付計画のとおり納付しないとき。
  - ③ 市長が行った担保変更等の求めに応じないとき。
  - ④ 猶予を受けている市税以外に新たに納付すべきこととなった市税が滞納となったとき。
- (※)
- ⑤ 偽りその他不正な手段により猶予の申請がされ、その申請に基づいて猶予が許可されたことが判明したとき。
  - ⑥ 財産の状況その他の事情の変化によりその猶予を継続することが適当でないと認められたとき。

※ 猶予をしたときにおいて予見できなかった事実（猶予を受けている者の責めに帰することができない事実に限ります。）が発生した場合など、やむを得ない場合を除きます。やむを得ない理由がある場合は、前橋市役所収納課へご相談ください。

なお、徴収猶予の取消しを決定する前には、①の場合を除いて口頭又は書面で弁明を聴取します。ただし、正当な理由がなく弁明しない場合（※1）は、弁明を聴取することなく猶予が取り消されます。

※1 「正当な理由がなく弁明しないとき」とは、災害、病気による入院等、納税者の責めに帰することができないと認められる理由がないにもかかわらず弁明をしない場合をいいます。

## 9 猶予が不許可となった場合又は猶予の取消し後の納付について

猶予に係る市税が納期限到来前である場合には、通常の納期限によって納付することとなります。また、すでに納期限が到来している場合は、ただちに納付・納入することとなります。

## II 換価の猶予

### 1 換価の猶予を受けることができる場合

次の①～⑤のすべてに該当する場合は、換価の猶予を申請することができます。

- ① 市税を一時に納付することにより、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあると認められること（※1）
- ② 納税について誠実な意思を有すると認められること（※2）
- ③ 換価の猶予を受けようとする市税以外の市税の滞納がないこと
- ④ 納付すべき市税の納期限から6か月以内に「換価の猶予申請書」が前橋市役所収納課に提出されること
- ⑤ 原則として猶予を受けようとする金額に相当する担保の提供があること（※3）

※1 「事業の継続を困難にするおそれがある」とは、事業に不要不急の資産を処分するなど、事業経営の合理化を行った後においても、なお市税を一時に納付することにより事業を休止または廃止させる恐れがある場合をいいます。また、「生活の維持を困難にするおそれがある」とは、市税を一時に納付することにより、必要最低限の生活費程度の収入が確保できなくなる場合をいいます。

※2 「納税について誠実な意思を有すると認められる」とは、納税者がその市税を優先的に納付する意思を有していると市長が認めることができることをいいます。

※3 次の①～③のいずれかに該当する場合には、担保を提供する必要がありません。

- ① 猶予を受けようとする金額（未確定の延滞金を含みます。）が100万円未満である場合
- ② 猶予を受けることができる期間が3か月以内である場合
- ③ 担保を提供することができない特別の事情がある場合

### 2 猶予期間

換価の猶予を受けることができる期間は、1年（※）の範囲内で、申請者の財産や収支の状況に応じて、最も早く市税を完納できると認められる期間に限ります。なお、換価の猶予を受けた市税は、原則として猶予期間中の各月に分割して納付する必要があります。

※ 換価の猶予を受けた後に、猶予期間内に完納することができないやむを得ない理由があるとみとめられる場合は、当初の猶予期間が終了する前に前橋市役所収納課に申請することにより、当初の猶予期間と合わせて最長2年以内の範囲で猶予期間の延長が認められることがあります。

### 3 申請のための書類

#### (1) 猶予の審査のために必要となる書類

換価の猶予の申請をする場合、次の書類を猶予を受けようとする市税の納期限から6か月以内に提出してください。(郵送での書類提出の場合は、郵便局による消印の日付を基準とします。)

猶予を受けようとする金額	
100万円を超える場合(※1)	100万円未満の場合
・換価の猶予申請書  ・「財産目録」  ・「収支の明細書」	・換価の猶予申請書  ・「財産収支状況書」

※未確定の延滞金は含みません。

#### (2) 担保の提供に関する書類

担保の提供に関する書類は、徴収猶予の申請の場合と同様です。

(4ページ「(2) 担保の提供に関する書類」参照)

### 4 提出された申請書等の審査

換価の猶予の申請があった場合の「提出された申請書等の審査」から「猶予の取消し」の手続きは、「I 徴収猶予」の場合と同様となります。

ただし、換価の猶予の取消しの場合は弁明することはできません。

Ⅲ 申請書・添付書類の書き方

1 「徴収の猶予申請書」の書き方

猶予を受けようとする金額が100万円未満の場合には「財産収支状況書」を「徴収の猶予申請書」に添付して提出する必要があります。

猶予を受けようとする金額が100万円を超える場合には「財産収支状況書」に代えて「財産目録」及び「収支の明細書」を添付して提出する必要があります。

		整理番号 <table border="1" style="display: inline-table; width: 100px; height: 15px;"><tr><td> </td><td> </td></tr></table>																					
<h2 style="margin: 0;">徴 収 の 猶 予 申 請 書</h2>																							
前橋市長 様																							
地方税法第15条第 項第 号の規定により、以下のとおり徴収の猶予の申請します。																							
申請者	住所所在地	〒371-0026 前橋市大手町二丁目12番1号 電話番号 027(898)6232 携帯電話 090(****)****						申請年月日	平成 28 年 4 月 20 日														
	氏名	前橋 太郎 印						※ 通信日付印 申請書番号 処理年月日															
納付すべき地方団体の徴収金	測定	賦課	科目	通知書番号	期(月)	未納額(円)	延滞金(円) (法律による金額)	督促料 (円)	合計額(円)	納期限	備考												
	H28	H28	固定	12345678	第1期	60,000	要	0	60,000	H28.5.2	④												
	H28	H28	固定	12345678	第2期	60,000	要	0	60,000	H28.8.1													
	H28	H28	固定	12345678	第3期	60,000	要	0	60,000	H28.9.30													
	H28	H28	固定	12345678	第4期	60,000	要	0	60,000	H28.12.26													
滞納処分費							0	0	0														
納付すべき徴収金のうち、徴収の猶予を受けようとする金額						200,000	要	0															
猶予該当事実の詳細 平成28年2月〇日の大雪により、店舗が一部損壊となった。そのため、 店舗の復旧までの間、営業を行うことができなかった。																							
一時に納付することができない事情の詳細 店舗半壊のため、復旧して再開するまで3日間を要した。そのため、 その間の売上利益に相当する20万円が、猶予該当事実があったことによる 損失となっている。																							
納付計画	年月日	納付金額		年月日	納付金額		年月日	納付金額															
	平成 28.4.30	17,000 円		平成 28.8.31	17,000 円		平成 28.12.31	16,000 円															
	平成 28.5.31	17,000 円		平成 28.9.30	17,000 円		平成 29.1.31	16,000 円															
	平成 28.6.30	17,000 円		平成 28.10.31	17,000 円		平成 29.2.28	16,000 円															
	平成 28.7.31	17,000 円		平成 28.11.30	17,000 円		平成 29.3.31	16,000 円 +延滞金															
猶予期間		平成 28 年 4 月 20 日から 平成 29 年 3 月 31 日まで 12 月間																					
担保	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	担保財産の詳細又は 提供できない特別の事情		—																			
添付する書類欄																							
猶予金額が100万円以下の場合、 <input checked="" type="checkbox"/> 猶予該当事実証明書類 <input checked="" type="checkbox"/> 財産収支状況書 猶予金額が100万円を超える場合、 <input type="checkbox"/> 猶予該当事実証明書類 <input type="checkbox"/> 財産目録 <input type="checkbox"/> 収支の明細書 ( <input type="checkbox"/> 担保関係書類)																							

① 申請適用条項

下線部に適用条項を記載します。適用条項は、次のとおり猶予申請の内容ごとに異なります。

災害等により納付困難となった場合の徴収猶予	納税者がその財産につき、震災、風水害、火災その他の災害を受け、又は盗難にあったこと	地方税法 第15条第 <u>1</u> 項第 <u>1</u> 号
	納税者又はこれらの者と生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したこと	地方税法 第15条第 <u>1</u> 項第 <u>2</u> 号
	納税者がその事業を廃止又は休止したこと	地方税法 第15条第 <u>1</u> 項第 <u>3</u> 号
	納税者がその事業につき著しい損失（*1）を受けたこと	地方税法 第15条第 <u>1</u> 項第 <u>4</u> 号
	納税者に上記4つの猶予該当事実のいずれかに類する事実があったこと	地方税法 第15条第 <u>1</u> 項第 <u>5</u> 号
本来の納期限から1年を経過した後に納付すべき徴収金が確定した場合の徴収猶予	賦課決定等の処分の遅延	地方税法 第15条第 <u>2</u> 項

\*1 「事業につき著しい損失を受けた」とは、納税の猶予を受けようとする期間の始期の前日以前の1年間の損益計算において、その直前1年間の利益の額の2分の1を超えて損失が生じていることをいいます。

② 申請者

郵便番号、住所（又は所在地）、電話番号、携帯電話及び氏名（又は名称）を記載し、押印してください。

※ 申請者が法人である場合は、その代表者の住所及び氏名を併せて記載してください。

③ 申請日

申請書を提出する日を記載してください。

④ 納付すべき市税等

徴収猶予を申請するときに、未納となっている徴収金を全て記載します。延滞金については、本税の金額を納付していないときは、「要」と記載します。

⑤ 猶予を受けようとする金額

「納付すべき地方団体の徴収金」の合計額から「財産収支状況書」の「2 現在納付可能資金額」欄の「現在納付可能資金額」を差し引いた金額を記載します。

※ 猶予を受けようとする金額が100万円を超える場合には、「財産目録」の「3 現

在納付可能資金額」欄の「③現在納付可能資金額（①－②）」を差し引いた金額を記載します。なお、災害等により納付困難となった場合の徴収猶予を受けようとする場合は、猶予該当事実があったことにより納税者が支出し、又は損失を受けた金額が猶予を認められる上限額となります。

⑥ 納付計画

「財産収支状況書」の「5 分割納付計画」欄から転記します。

※ 猶予を受けようとする金額が100万円を超える場合には、「収支の明細書」の「7 分割納付年月日及び分割納付金額」欄の「納付年月日」欄及び「⑤分割納付金額」欄を転記します。

⑦ 担保

次の①から③のいずれかに該当する場合は担保の提供は必要ありません。

- ① 猶予を受ける金額（未確定の延滞金を含みます。）が 100万円未満 の場合
- ② 猶予を受ける期間が 3か月以内 の場合
- ③ 担保を提供することができない特別の事情がある場合

2 換価の猶予の申請書の書き方

猶予を受けようとする金額が **100万円未満** の場合は、「財産収支状況書」を添付して提出してください。

猶予を受けようとする金額が **100万円を超える** 場合は、「財産収支状況書」に代えて、「財産目録」及び「収支の明細書」、また、必要に応じて担保関係書類を添付して提出してください。

<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; padding: 5px;">取受印</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">整理番号</div> </div> <h2 style="text-align: center;">換 価 の 猶 予 申 請 書</h2> <p style="text-align: center;">前橋市長 様</p> <p style="text-align: center;">①</p> <p style="text-align: center;">地方税法第15条の6第1項の規定により、以下のとおり換価の猶予を申請します。</p>											
申請者	住所所在地	〒371-0026 前橋市大手町二丁目12番1号 電話番号 027(898)6232 携帯電話 090(****)****						申請年月日	平成 28 年 8 月 11 日		
	氏名	前橋建設 株式会社 代表取締役 収納太郎						通信日付印 申請書番号 処理年月日			
納付すべき地方団体の徴収金	調定	賦課	科目	通知書番号	期(月)	未納額(円)	延滞金(円) (法律による金額)	督促料(円)	合計額(円)	納期限	備考
	H28	H28	固定	12345678	第1期	500,000	要	0	500,000	H28.5.2	
	H28	H28	固定	12345678	第2期	500,000	要	0	500,000	H28.8.1	③
	滞納処分費						0	0	0	0	
納付すべき徴収金のうち、換価の猶予を受けようとする金額						820,000	要	0			
<p>④</p> <p>一時に納付することにより事業の継続又は生活の維持が困難となる事情の詳細</p> <p style="text-align: center;">A 建築株式会社からの下請けで住宅家屋の建設を行っているが、単価の引下げ等により売上は前年度に比べ65%まで落ち込んでおり、仕入先である E 株式会社への支払いも遅れがちである。</p> <p style="text-align: center;">A 建築株式会社からの入金をすべて市税の納付に充てた場合には、E 株式会社に対する支払いができず、今後、材料を仕入れることができなくなると事業の継続が困難となる。</p> <p style="text-align: center;">⑤</p>											
納付計画	年月日	納付金額		年月日	納付金額		年月日	納付金額			
	平成 28.8.31	55,000 円		平成 28.12.31	75,000 円		平成 29.4.30	75,000 円			
	平成 28.9.30	75,000 円		平成 29.1.31	75,000 円		平成 29.5.31	75,000 円			
	平成 28.10.31	75,000 円		平成 29.2.28	75,000 円		平成 29.6.30	40,000 円 +延滞金			
	平成 28.11.30	125,000 円		平成 29.3.31	75,000 円		平成				
猶予期間		平成 28 年 8 月 11 日から 平成 29 年 6 月 30 日まで 11 月間									
担保	<input type="checkbox"/> 有	担保財産の詳細又は									
	<input checked="" type="checkbox"/> 無	提供できない特別の事情									
添付する書類欄											
猶予金額が100万円以下の場合、 <input checked="" type="checkbox"/> 財産収支状況書 猶予金額が100万円を超える場合、 <input type="checkbox"/> 財産目録 <input type="checkbox"/> 収支の明細書 ( <input type="checkbox"/> 担保関係書類)											

- ① 申請者  
郵便番号、住所（又は所在地）、電話番号、携帯電話及び氏名（又は名称）を記載し、押印してください。  
※ 申請者が法人である場合は、その代表者の住所及び氏名を併せて記載してください。
- ② 申請日  
申請書を提出する日を記載してください。
- ③ 納付すべき市税等  
換価の猶予を申請するときに、未納となっている徴収金を全て記載します。延滞金については、本税の金額を納付していないときは、「要」と記載します。
- ④ 猶予を受けようとする金額  
「納付すべき地方団体の徴収金」の合計額から「財産収支状況書」の「2 現在納付可能資金額」欄の「現在納付可能資金額」を差し引いた金額を記載します。  
※ 猶予を受けようとする金額が 100 万円を超える場合には、「財産目録」の「3 現在納付可能資金額」欄の「③現在納付可能資金額（①－②）」を差し引いた金額を記載します。
- ⑤ 納付計画  
「財産収支状況書」の「5 分割納付計画」欄から転記します。  
※ 猶予を受けようとする金額が 100 万円を超える場合には、「収支の明細書」の「7 分割納付年月日及び分割納付金額」欄の「納付年月日」欄及び「⑤分割納付金額」欄を転記します。
- ⑥ 担保  
次の①から③のいずれかに該当する場合は担保の提供は必要ありません。  
① 猶予を受ける金額（未確定の延滞金を含みます。）が 100 万円未満 の場合  
② 猶予を受ける期間が 3 か月以内 の場合  
③ 担保を提供することができない特別の事情がある場合

### 3 「財産収支状況書」の書き方

「財産収支状況書」は、猶予を受けようとする金額が 100万円未満 の場合に、「換価の猶予申請書」又は「徴収の猶予申請書」に添付して提出してください。

 取受印	財 産 収 支 状 況 書	整理番号 <span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 40px; height: 15px;"></span>	① 平成 28 年 8 月 11 日	
<b>1 住所・氏名等</b>				
住所所在地	前橋市大手町二丁目12番1号	氏名称	前橋建設 株式会社 代表取締役 収納太郎	
<b>2 現在納付可能資金額</b>				
現金及び預貯金等	預貯金等の種類	預貯金等の額	納付可能金額	納付に充てられない事情
現金		80,000 円	80,000 円	<input type="checkbox"/> 運転資金 <input type="checkbox"/> 生活費 <input type="checkbox"/> その他
〇〇銀行 ××支店	普通	70,000 円	0 円	<input checked="" type="checkbox"/> 運転資金 <input type="checkbox"/> 生活費 <input type="checkbox"/> その他
××信用金庫 △△支店	当座	120,000 円	0 円	<input checked="" type="checkbox"/> 運転資金 <input type="checkbox"/> 生活費 <input type="checkbox"/> その他
株式会社〇〇 上場株50株	—	100,000 円	100,000 円	<input type="checkbox"/> 運転資金 <input type="checkbox"/> 生活費 <input type="checkbox"/> その他
現在納付可能資金額			180,000 円	
<b>3 直前1年間における各月の収入及び支出の状況</b>				
年 月	① 総収入金額	② 総支出金額	③ 差額(①-②)	備 考
平成27年 8月	2,300,000 円	1,900,000 円	400,000 円	
平成27年 9月	2,330,000 円	1,950,000 円	380,000 円	
平成27年10月	2,310,000 円	1,890,000 円	420,000 円	
平成27年11月	2,710,000 円	2,200,000 円	510,000 円	事業用車両の売却代金として10万円の臨時的な収入があったため。
平成27年12月	2,290,000 円	1,900,000 円	390,000 円	
平成28年 1月	2,390,000 円	1,999,000 円	391,000 円	
平成28年 2月	2,295,000 円	1,890,000 円	405,000 円	
平成28年 3月	2,200,000 円	4,890,000 円	▲2,690,000 円	機械の故障による修繕費として300万円の臨時的な支出があったため。
平成28年 4月	1,584,000 円	1,495,000 円	89,000 円	施設内の電気設備の定期点検費用として10万円の臨時的な支出があったため。
平成28年 5月	1,469,000 円	1,399,000 円	70,000 円	
平成28年 6月	1,510,000 円	1,500,000 円	10,000 円	事業用車両1台分の車検費用として10万円の臨時的な支出があったため。
平成28年 7月	1,520,000 円	1,445,000 円	75,000 円	
<b>4 今後の平均的な収入及び支出の見込金額(月額)</b>				
区 分	見 込 金 額			
収 入	売上、給与、報酬	1,520,000 円		
	その他( )	円		
① 収 入 合 計		1,520,000 円		
支 出	仕入	760,000 円		
	給与、役員給与	420,000 円		
	家賃等	70,000 円		
	諸経費	100,000 円		
	借入返済	95,000 円		
		円		
	生活費(扶養親族 人)	円		
② 支 出 合 計		1,445,000 円		
③ 納 付 可 能 基 準 額 ( ① - ② )		75,000 円		
<b>5 分割納付計画</b>				
月	分割納付金額	備 考		
8月	55,000 円	自動車税の納付(20,000円)のため。		
9月	75,000 円			
10月	75,000 円			
11月	125,000 円	貸付金の回収による入金(50,000円)のため。		
12月	75,000 円			
1月	75,000 円			
2月	75,000 円			
3月	75,000 円			
4月	75,000 円			
5月	75,000 円			
6月	45,000+延滞金			
月	円			
[備考]				

6 財産等の状況 ← ⑥

(1) 売掛金・貸付金等の状況

売掛先等の名称・住所	売掛金等の額	回収予定日	種類	回収方法
A 建築株式会社 〇〇市△△町×-×-×	500,000 円	平成28・8・25	売掛金	振込み
有限会社〇〇工務店 〇〇市△△町×-×-×	180,000 円	平成28・9・10	売掛金	小切手
株式会社××ホーム 〇〇市△△町×-×-×	50,000 円	平成28・11・25	貸付金	現金

(2) その他の財産の状況

不動産等	資材置き場用土地 (〇〇市△△町××)	国債・株式等	△△株式会社 (関連会社) 未上場株式1株
車両	業務用車両1台 (ミニバン、△△330あ〇〇〇〇、ローン有)	その他 (保険等)	〇〇生命保険

(3) 借入金・買掛金の状況

借入先等の名称	借入金等の金額	月額返済額	返済終了(支払)年月	追加借入の可否	担保提供財産等
〇〇リース	800,000 円	15,000 円	平成 32 年 3 月	可 <input checked="" type="radio"/> 否	
〇〇銀行 ××支店	9,600,000 円	80,000 円	平成 32 年 5 月	可 <input checked="" type="radio"/> 否	資材置き場用土地 (〇〇市△△町××)

① 申請年月日

申請書を提出する日を記入してください。

郵送で提出する場合は、郵便を投函する日を記入してください。

② 「2 現在納付可能資金額」欄

この欄には、申請書を提出する日現在において、直ちに納付することができる金額を記入します。

③ 「3 直近1年間の収支状況」欄

猶予期間の直前1年間の収支状況について、各月の収入、支出の合計金額及び収支の差額を記入します。

「①総収入金額欄」には、猶予期間直前の1年間の各月の収入の総額を記入します。  
納税者が個人の場合で、納税者と生計を一にする配偶者その他の親族の中に収入のある人がいるときは、その人の収入金額も含めて記入します。

【差額 (①-②)】欄には、「①総収入金額」の金額から「②総支出金額」欄の金額を差し引いた額を記入します。その額がマイナスとなるときには金額の前に「▲」をつけます

「備考」欄には、その月に臨時的な収入や支出があった場合に、その金額と、具体的な内容等を記入します。

④ 「4 今後の平均的な収入及び支出の見込額 (月額)」欄

猶予期間中における月単位の平均的な収入及び支出の見込金額を税込み金額で記入します。この欄で計算した「③納付可能基準額 (①-②)」を元に「5 分割納付年月日及び分割納付金額」欄を記入します。

ア 「収入」欄

売上収入や、その他経常的な収入を全て税込金額で記入します。また、納税者が個人の場合には、給与収入や報酬も含めて記入します。

イ 「支出」欄

・ 事業に係る支出

仕入れ、給与、役員給与（人件費）、家賃等、諸経費、借入返済、その他の支出を記入します。

なお、これらの支出は、事業の継続のために真に必要と認められるものに限られるため、例えば、次に掲げるようなものは認められないことに留意してください。

- ・ 不要不急の財産の取得のための支出
- ・ 期限の定めのない債務の弁済のための支出 など

※ 減価償却等、実際に支払を伴わない費用などは「支出」に該当しません。また、納税者が特別徴収義務者の場合、給与の見込金額は個人市民税の特別徴収分を差し引いた金額を記入してください。

・ 生活費（納税者が個人の場合のみ）

計算期間に支出する納税者及び納税者と生計を一にする配偶者その他の親族の生活費として、次のA又はBのいずれかの方法で計算した金額を記入します。

A 納税者及び納税者と生計を一にする配偶者その他の親族の生活費として、(イ)納税者本人につき10万円、(ロ)生計を一にする配偶者その他の親族1人につき4万5千円の合計額

B 実際に支払った食費、家賃、水道光熱費などの金額を具体的に把握している場合は、それらの金額のうち、生活費として通常必要と認められる金額を積算した金額

※1 収入などの状況により、計算期間を超える期間のために資金手当てをしておかなければ生活を維持することができなくなるような場合には、その超える期間のための必要最低限の範囲内でA又はBのいずれかの方法で計算した金額に加算することができます。

※2 納税者と生計を一にする配偶者その他の親族の中に生活費を負担している人がいる場合には、その人の負担額をA又はBのいずれかの方法で計算した金額から減算します。

※3 手取り額とは、給与所得者については、直近1か月分の給与収入から、源泉所得税、地方税及び社会保険料等を控除した金額、個人事業者及び不動産取得者のうち青色申告者については、直近の年分の確定申告における青色申告決算書における青色申告特別控除前の所得金額、白色申告者については、直近の年分の確定申告における収支内訳書における専従者控除前の所得金額に相当する計算期間における額をいいます。

なお、複数の所得がある場合は、それぞれの所得金額について計算した額の合計です。

⑤ 「5 分割納付計画」欄

「4 今後の平均的な収入及び支出の見込額（月額）」欄の「③納付可能基準額（①－②）」をもとに、具体的な納付計画を記入します。この欄に記入した納付計画は申請書の「納付計画」欄に転記します。

⑥ 「6 財産等の状況」欄

ア 「(1) 売掛金・貸付金等の状況」欄

売掛金・貸付金等の状況について、売掛先等の名称、住所、回収予定日（手形の場合は支払期日）、種類及び回収方法を記入します。

イ 「(2) その他の財産の状況」欄

不動産、国債、株式等の有価証券、車両など、所有している財産の種類、数量、所在等を記入します。

また、「その他（保険等）」欄には、敷金、保証金、保険等の財産を記入します。

なお、速やかに売却して納付に充てることができるものとして②「1 現在納付可能資金額」欄に記入した財産については、この欄に記入する必要はありません。

ウ 「(3) 借入金・買掛金の状況」欄

借入先等の名称、借入総額、月額返済額、返済終了年月、追加借入の可否及び担保財産等を記入します。

「追加借入の可否」欄には、借入の枠が残っているなど、追加借入ができる場合には「可」に、できない場合には「否」に○印をつけます。

4 「財産目録」の書き方

「財産目録」は、猶予を受けようとする金額が100万円を超える場合に「徴収の猶予申請書」又は「換価の猶予申請書」に「収支の明細書」と合わせて添付して提出する必要があります。

	財 産 目 録	整理番号 <span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 40px; height: 15px;"></span>			
平成 28 年 6 月 15 日					
<b>1 住所・氏名等</b>					
住所所在地	前橋市大手町二丁目12番1号	氏名 前橋機器 株式会社 代表取締役 前橋太郎			
<b>2 財産の状況</b>					
<b>(1) 預貯金等の状況</b>					
金融機関等の名称	預貯金等の種類	預貯金等の額	金融機関等の名称	預貯金等の種類	預貯金等の額
手持ち現金	現金	500,000 円	B信用金庫 △△支店	当座	150,000 円
A銀行 ○○支店	当座	150,000 円			円
A銀行 ○○支店	普通	500,000 円			円
預 貯 金 等 合 計 (A)					1,300,000 円
<b>(2) 売掛金・貸付金等の状況</b>					
売 掛 先 等 の 名 称 ・ 住 所	種類	回収予定日	回収方法	売 掛 金 等 の 額	
A機器株式会社 東京都○○区△△町	売掛金	平成28・7・10	振込み	1,800,000 円	
株式会社B電子工業 埼玉県○○市△△町	売掛金	平成28・7・16	手形	1,200,000 円	
C精密工業株式会社 愛知県○○市△△町	売掛金	平成28・7・25	振込み	1,500,000 円	
Dエレクトロニクス株式会社 山形県○○市△△町	売掛金	平成27・12・20	振込み	200,000 円	
<b>(3) その他の財産の状況</b>					
財 産 の 種 類	種 類	担保等	直ちに納付に 充てられる金額		
国債・株式等	株式会社○○ 上場株式200株	<input type="checkbox"/>	200,000 円		
不動産等	工場の土地・建物(埼玉県○○市△△町×-×-×)	<input checked="" type="checkbox"/>	0 円		
車 両	事業用車両3台	<input type="checkbox"/>	0 円		
その他財産 (敷金、保証金、保険等)	営業所敷金(1,000,000円)、○○生命保険、 A銀行○○支店(定期預金400,000円)	<input checked="" type="checkbox"/>	0 円		
			合計(B)	200,000 円	
<b>(4) 借入金・買掛金の状況</b>					
借 入 先 等 の 名 称	借入金等の金額	月 額 返 済 額	返済終了(支払) 年月	追加借入 の可否	担 保 提 供 財 産 等
A銀行 ○○支店	15,000,000 円	350,000 円	平成32年 3月	可・ <input checked="" type="radio"/> 否	
B信用金庫 △△支店	1,800,000 円	100,000 円	平成29年 4月	可・ <input checked="" type="radio"/> 否	
	円	円	平成 年 月	可・否	
<b>3 現在納付可能資金額</b>					
①当座資金額(A)+(B)	②当面の必要資金額((C))	③現在納付可能資金額(①-②)			
1,500,000 円	1,000,000 円	500,000 円			
<b>「②当面の必要資金額」の内容</b>					
項 目	金 額	内 容			
支出見込	事業支出	5,500,000 円	仕入代金1,500,000円+給与850,000円+役員給与650,000円+工場修繕費1,500,000円+借入金返済450,000円+諸経費348,000円+社会保険料等202,000円		
	生活費 (個人の場合のみ)	円	[扶養親族 人]		
収入見込	4,500,000 円	事業収入(取引先3社からの売掛金回収額) ・A機器株式会社(東京都○○区△△町) ・株式会社B電子工業(埼玉県○○市△△町) ・C精密工業株式会社(愛知県○○市△△町)			
(支出見込)-(収入見込)(C)	1,000,000 円	マイナスになった場合は0円			

① 申請年月日

申請書を提出する日を記入してください。

郵送で提出する場合は、郵便を投函する日を記入してください。

②～⑤ 「2 財産の状況」

② 「(1) 預貯金等の状況」欄

「手持ち現金」欄に、申請書を提出する日時点の自宅や事務所等に保管している手持ち現金の額を記入します。

預貯金等については、金融機関等の名称及び支店名、預貯金等の種類の別（普通、当座、定期、貯蓄など）及びその金額を記入します。

「預貯金等の合計（A）」には、手持ち現金及び預貯金等の合計金額を記入します。

預貯金等のうち、借入の担保となっているものについては、「(3) その他の財産の状況」欄に記入します。

③ 「(2) 売掛金・貸付金等の状況」欄

売掛金・貸付金等について、売掛先の名称、住所、種類、回収予定（手形の場合は支払期日）、回収方法（現金、振込、手形、小切手など）、金額をそれぞれの欄に記入します。

④ 「(3) その他の財産の状況」欄

国債、株式等の有価証券、不動産、車両等の所有している財産をそれぞれの欄ごとに具体的に記入します。また、「その他（保険等）」欄には敷金、保証金、保険等のほか、預貯金等のうち借入の担保となっているものを記入します。ただし、②「(1) 預貯金等の状況」欄に記入した財産は記入する必要はありません。

「担保等」欄には、記入した財産に抵当権等の担保権が設定されている場合にチェックをつけます。

「直ちに納付に充てられる金額」欄には、記入した財産のうち、現金化することが容易で直ちに納付に充てられる財産の金額を記入し、その合計金額を「合計（B）」欄に記入します。

⑤ 「(4) 借入金・買掛金の状況」欄

「月額返済額」欄には、毎月の平均的な返済額を記入します。

「返済終了（支払）年月」欄には、借入金の返済が終了する、又は買掛金等を支払う年月を記入します。

「追加借入の可否」欄には、借入枠が残っているなど、追加借り入れができる場合は「可」に、できない場合には「否」に○印をつけます。

「担保提供財産等」欄には、借入等のために抵当権を設定しているものなど、担保として提供している財産等を記入します。

⑥～⑧ 「3 現在納付可能資金額」

⑥ 「①当座資金額（A）＋（B）」欄

次の金額の合計額を記入します。

- ・ 「(1) 預貯金等の状況」欄の、「預貯金等の合計 (A)」欄の金額
- ・ 「(3) その他の財産の状況」欄の「合計 (B)」欄の金額

⑦ 「②当面の必要資金額 ((C))」欄

「事業支出」欄

申請書を提出する日からおおむね1か月以内（以下、計算期間といいます。）に支出する事業の継続のために必要不可欠な金額及びその主な内容を記入します。

- ※1 申請書を提出する日から1か月以内において、最も資金手当てが必要になるまでの期間とすることができます。
- ※2 計算期間を超える期間における支出であっても、そのための資金手当てをしておかなければその事業を継続できなくなるような支出については、必要最小限度の範囲内でこの欄の金額に含めることができます。

「生活費」欄（納税者が個人の場合のみ）

計算期間に支出する納税者及び納税者と生計を一にする配偶者その他の親族の生活費として、次のA又はBのいずれかの方法で計算した金額を記入します。

A 納税者及び納税者と生計を一にする配偶者その他の親族の生活費として、(イ)納税者本人につき10万円、(ロ)生計を一にする配偶者その他の親族1人につき4万5千円の合計額

B 実際に支払った食費、家賃、水道光熱費などの金額を具体的に把握している場合は、それらの金額のうち、生活費として通常必要と認められる金額を積算した金額

- ※1 収入などの状況により、計算期間を超える期間のために資金手当てをしておかなければ生活を維持することができなくなるような場合には、その超える期間のための必要最低限の範囲内でA又はBのいずれかの方法で計算した金額に加算することができます。
- ※2 納税者と生計を一にする配偶者その他の親族の中に生活費を負担している人がいる場合には、その人の負担額をA又はBのいずれかの方法で計算した金額から減算します。
- ※3 手取り額とは、給与所得者については、直近1か月分の給与収入から、源泉所得税、地方税及び社会保険料等を控除した金額、個人事業者及び不動産取得者のうち青色申告者については、直近の年分の確定申告における青色申告決算書における青色申告特別控除前の所得金額、白色申告者については、直近の年分の確定申告における収支内訳書における専従者控除前の所得金額に相当する計算期間における額をいいます。  
なお、複数の所得がある場合は、それぞれの所得金額について計算した額の合計です。

⑧ 「③現在納付可能資金額 (①-②)」欄

「①当座資金額 (A) + (B)」欄の金額から、「②当面の必要資金額 ((C))」欄の金額を差し引いた金額を記入します。

「③現在納付可能資金額 (①-②)」欄の金額は、直ちに納付できる金額であるため、できるだけ速やかに納付してください。なお、納付がない場合は、猶予が不許可となる場合があります。



4 今後1年以内における臨時的な収入及び支出の見込金額 ← ④

内訳	内 容	年 月	金 額
臨時収入	〇〇生命保険からの一時金	平成 28 年 11 月	1,500,000 円
	××株式会社への貸付金の回収	平成 28 年 12 月	200,000 円
		平成 年 月	円
		平成 年 月	円
臨時支出	部品組立て機械の老朽化による新規購入費用	平成 28 年 6 月	450,000 円
	工場施設内の電気設備の定期点検費用	平成 29 年 2 月	200,000 円
		平成 年 月	円
		平成 年 月	円

5 今後1年以内に納付すべきことが見込まれる国税及び地方税等 ← ⑤

年 月	税 目	金 額	年 月	税 目	金 額
平成28年 7月	源泉所得税	120,000 円	平成 年 月		円
平成28年 7月	労働保険料等 <small>(労災保険、雇用保険)</small>	50,000 円	平成 年 月		円
平成28年11月	消費税及び地方消費税 <small>(中間分)</small>	1,740,000 円	平成 年 月		円
平成29年 1月	源泉所得税	120,000 円	平成 年 月		円

6 家族(役員)の状況 ← ⑥

続柄 (役職)	氏 名	生 年 月 日	収入・報酬(月額) (専従者給与を含む)	職業・所有財産等
代表者	前橋 太郎	明治 大正 昭和 平成 38年11月15日	350,000 円	
取締役	収納 花子	明治 大正 昭和 平成 40年12月26日	300,000 円	
		明治 大正 昭和 平成 年 月 日	円	
		明治 大正 昭和 平成 年 月 日	円	

7 分割納付年月日及び分割納付金額 ← ⑦

納付年月日	①納付可能基準額	②季節変動等に 伴う増減額	③臨時の入出金額	④国税等納付額	⑤分割納付金額 (①+②+③-④)
平成 28 年 6 月 30 日	500,000 円	200,000 円	▲450,000 円	円	250,000 円
平成 28 年 7 月 31 日	500,000 円	円	円	170,000 円	330,000 円
平成 28 年 8 月 31 日	500,000 円	円	円	円	500,000 円
平成 28 年 9 月 30 日	500,000 円	200,000 円	円	円	700,000 円
平成 28 年 10 月 31 日	500,000 円	円	円	円	500,000 円
平成 28 年 11 月 30 日	500,000 円	▲200,000 円	1,500,000 円	1,740,000 円	60,000 円
平成 28 年 12 月 31 日	500,000 円	▲150,000 円	200,000 円	円	550,000 円
平成 29 年 1 月 30 日	500,000 円	▲300,000 円	円	120,000 円	80,000 円
平成 29 年 2 月 28 日	500,000 円	▲250,000 円	▲200,000 円	円	50,000 円
平成 29 年 3 月 31 日	500,000 円	円	円	円	110,000円+延滞金 円
平成 年 月 日	円	円	円	円	円
平成 年 月 日	円	円	円	円	円

① 申請年月日

申請書を提出する日を記入してください。

郵送で提出する場合は、郵便を投函する日を記入してください。

② 「2 直近一年間における各月の収入及び支出の状況」欄

申請書を提出する日の直近一年間における各月ごとの「①総収入金額」、「②総支出金額」及び「③差額（①－②）」欄の金額がマイナスのときは、金額の前に「▲」をつけます。

なお、臨時的な収入や支出があった月については、「備考」欄にその理由を記入します。

③ 「3 今後の平均的な収入及び支出の見込金額（月額）」欄

猶予期間中における月単位の平均的な収入及び支出の見込金額を税込み金額で記入します。この欄で計算した「③納付可能基準額（①－②）」を元に「7 分割納付年月日及び分割納付金額」欄を記入します。

ア 「収入」欄

売上収入や、その他経常的な収入を全て税込金額で記入します。また、納税者が個人の場合には、給与収入や報酬も含めて記入します。

イ 「支出」欄

・ 事業に係る支出

仕入れ、給与、役員給与（人件費）、家賃等、諸経費、借入返済、その他の支出を記入します。

なお、これらの支出は、事業の継続のために真に必要と認められるものに限られるため、例えば、次に掲げるようなものは認められないことに留意してください。

- ・ 不要不急の財産の取得のための支出
- ・ 期限の定めのない債務の弁済のための支出 など

※ 減価償却等、実際に支払を伴わない費用などは「支出」に該当しません。また、納税者が特別徴収義務者の場合、給与の見込金額は個人市民税の特別徴収分を差し引いた金額を記入してください。

・ 生活費

財産目録の「生活費」欄と同様です。

④ 「4 今後1年以内における臨時的な収入及び支出の見込金額」欄

今後1年以内における臨時的な収入及び支出の見込金額について税込金額で記入します。

「臨時収入」欄

例えば、不要不急資産の売却、新規借入や貸付金の回収等による臨時的な収入が見込まれる場合にその内容、年月及び金額を記入します。

「臨時支出」欄

例えば、事業の継続のためのやむを得ない設備、機械の購入等による臨時的な支出が見込められる場合に、その内容、年月及び金額を記入します。

⑤ 「5 今後1年以内に納付すべきことが見込まれる地方税、国税等」欄

今後1年以内に納付すべきことが見込まれる地方税、国税、社会保険料等について、その納付すべきことになる年月、税目及び金額をそれぞれの欄に記入します。

⑥ 「6 家族（役員）の状況」欄

・ 納税者が法人の場合

すべての役員について、その役職、氏名、生年月日、月の報酬額及び所有財産等を記入します。

※報酬額は源泉所得税を控除する前の額を記入してください。

・ 納税者が個人の場合

生計を一にする親族について、続柄、生年月日、収入金額（専従者給与を受けている場合は、その金額）、職業及び所有財産等を記入します。

⑦ 「7 分割納付年月日及び分割納付金額」欄

「納付年月日」欄

猶予期間中の各月の納付年月日を記入します。

「①納付可能基準額」欄

「3 今後の平均的な収入及び支出の見込金額（月額）」欄の「③納付可能基準額「①－②」欄に記入した金額を転記します。

「②季節変動等に伴う増減額」欄

「2 直前1年間における各月の収入及び支出の状況」欄のほか、例年の収支状況をもとに、「2 今後の平均的な収入及び支出の見込金額（月額）」欄で算出した「③納付可能基準額（①－②）」欄と比較し、季節変動等に伴う増減額を記入します。

なお減額する場合には、金額の前に「▲」を記入します。

「臨時の入出金額」欄

「4 今後1年以内における臨時的な収入及び支出の見込金額」欄をもとに、納付年月における臨時の入出金額の合計を記入します。

なお、減額する場合には、金額の前に「▲」を記入します。

「④地方税等納付額」欄

「5 今後1年以内に納付すべきことが見込まれる地方税、国税等」欄に記入した、納付年月における地方税等の見込金額を転記します。

「⑤分割納付金額（①＋②＋③－④）」欄

各月ごとに、「①納付可能基準額」欄の金額から、「②季節変動等に伴う増減額」欄の金額及び「③臨時的収入金額」欄の金額を加算し、「④地方税等納付額」欄の金額を減算した金額を記入します。

なお、最終の納付年月日の「⑤分割納付金額（①+②+③-④）」欄には、「〇〇〇円（本税の残額）+延滞金」と記入します。